

鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金新旧対照表

改正後	現 行
<p style="text-align: center;">鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱</p> <p>第1条～第3条 略</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第3条の2 補助事業のうち認定看護師養成研修受講補助事業にあつては、当該研修会を受講した看護職員が研修会受講年度を含め3年度以内に認定看護師となるための認定審査に合格しなかった場合には、補助事業者は当該認定審査に合格しなかった者に係る補助金の全額を県へ返還しなければならない。</p> <p>なお、合格したときは別紙2により医療政策課長へ報告するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 補助事業のうち認定看護師養成研修受講補助事業、<u>看護師の特定行為研修受講補助事業及び看護教員養成支援事業</u>にあつては、当該事業に係る研修又は講習会(以下、研修等という。)を修了見込みであった看護職員が当該研修等を修了しなかった場合には、補助事業者は当該研修等を修了しなかった者に係る補助金の全額を県へ返還しなければならない。</p> <p>なお、修了したときは、別紙1により医療政策課長へ報告するものとし、第11条第1項の実績報告時に当該研修等の修了証の写しを原本証明の上添付する場合はこの報告は不要とする。</p> <p>4 略</p> <p>(交付申請の時期等)</p> <p>第5条 <u>補助事業のうち本補助金の交付申請を受け付ける事業及び当該交付申請の期限は毎年度知事が別に定めるものとする。</u></p> <p>2～3 略</p> <p>第6条～第15条 略</p>	<p style="text-align: center;">鳥取県地域医療介護総合確保基金事業補助金交付要綱</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>(交付の条件)</p> <p>第3条の2 補助事業のうち認定看護師養成研修受講補助事業にあつては、当該研修会を受講した看護職員が研修会受講年度を含め3年度以内に認定看護師となるための認定審査に合格しなかった場合には、補助事業者は当該認定審査に合格しなかった者に係る補助金の全額を県へ返還しなければならない。</p> <p>なお、合格したときは別紙1により医療政策課長へ報告するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>3 補助事業のうち認定看護師養成研修受講補助事業及び<u>看護師の特定行為研修受講補助事業</u>にあつては、当該研修を修了見込みであった看護職員が当該研修を修了しなかった場合には、補助事業者は当該研修を修了しなかった者に係る補助金の全額を県へ返還しなければならない。</p> <p>なお、修了したときは、<u>認定看護師養成研修については別紙2により、看護師の特定行為研修については別紙3により</u>医療政策課長へ報告するものとし、第11条第1項の実績報告時に当該研修修了証の写しを原本証明の上添付する場合はこの報告は不要とする。</p> <p>4 略</p> <p>(交付申請の時期等)</p> <p>第5条 <u>本補助金の交付申請は、毎年知事が別に定める日までに行わなければならない。</u></p> <p>2～3 略</p> <p>第6条～第15条 略</p>

附 則

1 この要綱は、平成30年3月 日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。